通勤手当に係る事後確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 警察本部地域部第三方面機動警ら隊 | 職員２名の通勤手当に係る事後確認において、利用履歴が３分の２以上あることが確認できなかったにも係わらず、利用実績報告書を作成させていなかった。 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の通勤手当に関する規則】（事後の確認）第22条　任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第１項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。【通勤手当及び住居手当に係る事後確認の実施について（通知）】（令和３年12月７日付　給第1042号）通勤手当に係る事後確認実施方法３　指定職員に対する確認(2)確認方法　次のアからカにより、利用実績を確認する。　イ　回数カード及びICカード（ＰiＴaＰa、ＩＣＯＣＡ等）の利用者実施日時点で所持している回数カード及びＩＣカードを確認するとともに、回数カード及びＩＣカードの写し及び確認対象月の利用履歴を提出させ、次の事項を確認する。　　(ｱ)届出経路を含む区間であること。　　(ｲ)利用履歴が、確認対象月を含む期間であること。　　(ｳ)利用履歴が、確認対象月の１か月のうち、勤務公署に出勤した日の通勤回数に２を乗じて得た値の３分の２以上あること。　　ウ　回収式の回数券利用者　　　　実施日時点で所持している回数券を確認するとともに、確認対象月に利用するために購入した回数券の写しを提出させ、次の事項を確認する。　　(ｱ)届出経路を利用することのできる区間（運賃）であること。　　(ｲ)回数券に記載されているシリアル番号が異なっていること。　　(ｳ)前記イ(ｳ)に同じ　　カ　交通機関等の利用実績報告書による確認　　　　前記イ(ｳ)、ウ(ｳ)、エ(ｳ)又はオ(ｳ)において、利用履歴が３分の２以上あることの確認ができない場合は、職員に確認対象月の利用実績について、「交通機関等の利用実績報告書」に利用履歴が確認できない日の通勤手当支給額相当の負担状況が分かる領収書等を添付の上提出させて、利用実績等があることを確認する。　　※領収書等を保管している場合のみ添付する。　　　なお、確認対象月の１か月の利用実績等が確認できない場合は確認対象月を含む連続した前３か月分で利用実績等を確認し、前３か月分でも利用実績が確認できない場合は、確認対象月を含む連続した前６か月分で利用実績等があることを確認する。 |

 | 　通勤手当に係る事後確認において、通勤の利用実績が３分の２以上あることが確認できない場合は、利用実績報告書を作成させることについて、職員に対して周知した。今後、法令等に基づき、適正な事務を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月８日から同年７月８日まで）